

令和 5 年 11 月 6 日
文 部 科 学 省

審査メモで示された確認事項に対する回答

1 計画の変更

(1) 調査事項の変更 (一部、調査対象範囲の変更あり)

② 施設区分の用語変更、設置者の選択肢の追加

《用語の変更》

<論点>

(a) 改正後の法律においても、章のタイトルにおいて、引き続き「博物館に相当する施設」が用いられている。したがって、現状の「博物館相当施設」のままでも、法令との齟齬が生じるものではなく、むしろ、現状のままの方が、報告者において理解しやすいのではないかと考えられるが、「指定施設」に変更した場合、どのようなメリットがあるのか。

(b) 「指定施設」に変更する場合、報告者が、「指定施設」という新たな用語を正確に理解した上で回答できるようにするために、どのような手当がなされるのか。

(回答)

(a)

博物館に相当する施設を名詞として使う場合、「指定施設」と称することを博物館法第 31 条第 2 項に規定したため、法に則した呼称に改めました。また、改正前の同法では、「博物館相当施設」という名詞の定義はなく、通称に過ぎなかったため、同法に即した呼称に変更するものです。

なお、同法に基づく博物館の登録と指定は自治事務であり、ほぼ全ての自治体が法の改正に伴って登録・指定事務に係る規則の改正を行い、「指定施設」の呼称に改めています。回答者の大半が都道府県市町村立の施設であることを踏まえると、法律及び教育委員会規則に定められている用語を用いずに調査を実施した場合は、混乱が生じる可能性があります。

(b)

改正博物館法が公布された令和 4 年 4 月以降、教育委員会等への周知、私立美術館会議総会、日本博物館協会全国大会、全国美術館会議総会等での説明を繰り返すほか、現指定施設への個別の説明を重ね、当事者への理解を促してきました。

調査実施の際は、各教育委員会、私立美術館会議総会、日本博物館協会全国大会、全国美術館会議総会等へ、改めて調査への協力願いと記入上の注意を事務連絡にて周知いたします。

(参考：関係団体への説明等実績)

- ・教育委員会等：令和4年4月15日にメールで実施
- ・私立美術館会議総会：令和4年10月28日に講演（同総会参加者63館）
- ・日本博物館協会全国大会：令和4年11月16日に講演（同大会参加者400名）
- ・全国美術館会議総会：令和5年5月25日に講演（同総会参加者140名）

《選択肢の追加》

<論点>

(c) いわゆる企業に係る選択肢について、「株式会社」を特に明示している理由は何か。

(d) 改正後の規定では、博物館の設置者は、法人（地方公共団体、地方独立行政法人法人、法に定める一定の要件を満たす法人）に限られる。新たに設けられる「個人・任意団体」という選択肢は、博物館法によらない「博物館類似施設」を念頭においた選択肢と理解すればよいか。

(回答)

(c)

9番以降が私立博物館の選択肢となりますが、9～10番を非営利法人、11～12番を営利法人と大別しており、非営利法人においては、代表的な財団法人や社団法人を9番で挙げ、営利法人においては、代表的な株式会社を11番で挙げました。

非営利法人においては、一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人、宗教学法人、社会福祉法人、学校法人、NPO法人等が想定されますが、実態としては、ほとんどの場合が一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人のため、この類型を抽出しています。

一方、営利法人においては、株式会社、合同会社、合資会社が想定されますが、実態としては、ほとんどの場合が株式会社のため、この類型を抽出しました。

(d)

博物館法の改正前後に関わらず、登録博物館の申請においては法人であることが要件となっており、指定施設においては、法人格のない個人・任意団体であっても申請が可能です。このため、個人・任意団体が設置する指定施設及び類似施設は、全国的に一

定数存在すると想定され、実態に合わせて新たに選択肢を設けるものです。

③ ICT環境についての調査事項を追加・削除

<論点>

これまで、「①コンピュータの設置台数」(総数)が設けられていたことから、次の項目の「② ①のうち利用者が利用できるコンピュータの設置台数」が違和感なく回答されていたと認識している。

しかし、今回の削除により、いきなり「利用者が利用できるコンピュータの設置台数」の項目となっていることについて、報告者に違和感が生じる懸念がある。

例えば、「① コンピュータの設置台数(施設の利用者が利用できるものに限る。)」のようにする方法もあるのではないか。

(回答)

ご指摘のとおり、「① コンピュータの設置台数(施設の利用者が利用できるものに限る。)」と記載することにより、報告者の違和感は解消されると想定されるため、ご提案の記載に変更いたします。

⑤ 施設で開催される学級・講座の参加者数の把握を男女別から総数に変更

<論点>

(a) 今回の変更を判断するに至った背景・根拠について、改めて説明されたい。

(男女別のデータを有していても再集計に多大な労力を要する施設の数や、そもそも男女別に参加者を把握していない施設の数、男女別人数の回答についての文部科学省や調査系統(教育委員会)への問い合わせ状況を含む。)

(b) 前回調査までの男女別人数の結果について、どのような利活用があったか。

また、変更後において、女性教育施設調査票のみの対応で十分と考える理由は何か。

(回答)

(a)

これまで「社会教育学級・講座の受講者数」及び「学級・講座の登録者数」において男女別の数値を集計していたのは、女性の多様な学習需要を把握し、女性教育に関する施策(例えば先導的モデル事業の企画)を検討する際等の基礎資料として活用するためでしたが、現在は活用実績はありませんでした。

現在の文部科学省における利活用用途は、社会教育施設の活動全般を把握するなかで、学級・講座への受け入れ状況を確認するためであることから、男女別人数の把握

を維持する特段の必要がありません。

また、近年、報告者である各施設において、男女別の参加者数は把握していない事例が散見されはじめ、その場合の処理方法に関する照会が報告者から文部科学省や経由機関に寄せられています。報告者から経由機関である都道府県や市町村への問い合わせ状況の具体的な件数は把握していませんが、文部科学省への問合せは数十件程度あります。少なくとも平成23年度調査より、調査の手引きにおけるよくある質問集に男女別の参加者数を把握していない際の回答方法を記載しているところから、従来から問合せは多かったと想定されます。

この度、いくつかの報告者に対し改めて男女別の参加者数の把握状況についてアンケートを実施いたしました。回答のあった施設のうち約半数が男女別の参加者数を把握していないという実態がわかりました。地方公共団体等において、性別情報の取得の是非から各種申請書・履歴書・入学願書から性別欄の廃止・見直しの動きが進む中、男女別に参加者数を把握していない施設は多いのではないかと思料されます。

男女別に参加者数を把握していない施設については、報告者が男女別の参加者数を合理的に推定して回答するよう指示していますが、統計調査の精度として懸念があります。

上記のことから、男女別に参加者数を尋ねる調査項目を廃止し、参加者の総数を回答する項目とすることで、報告者の負担軽減と統計の正確性の確保を図りたいと考えています。

(b)

男女別人数の結果について現在利活用はありません。

一方で、女性教育施設は女性教育関係者や一般女性のための各種の研修、交流、情報提供、調査研究の事業を行うとともに、女性団体等が行う各種の女性教育活動の拠点として、女性の資質・能力の開発、技術の向上を図ることを主たる目的として設置された施設であることを踏まえて、男女別の参加者を引き続き把握する必要があると考えています。

⑥ 事業に関する情報提供方法の選択肢から「学習相談」を削除

<論点>

- (a) 「情報提供方法」の選択肢に、「学習相談」を入れたそもそもの目的は何か。
- (b) 「学習相談」による情報提供とは、どのような場面を想定しているのか。学級・講座の開催に係る問い合わせに対応した場合も「学習相談」に該当するのか。
- (c) 仮に、そうであれば、学級・講座を行っている施設については、その問い合わせが日常的にあると考えられ、学習相談にも、当然にチェックが入るのではないのか。しかし、公民館の場合、学級・講座を実施している施設数との比較で3%程度しか「学習相談」を行っていない結果になっている。この結果を、どう理解すればいいのか。選択肢の設定目的が、そもそも理解されていないのではないのか。
- (d) この選択肢は該当の有無だけを尋ねており、学習相談の件数に関係なく（年間1件しかなくても、1000件あっても）、同様にチェックが付くだけというデータに意味があるのか。
- (e) このような状況で、博物館票と女性教育施設票において、引き続き「学習相談」を選択肢として残す効果・必要性は何か。

(回答)

(a)

公民館は各種講座等により地域住民に学習機会を提供する役割だけでなく、地域住民が自ら企画・実施する自発的な学習や活動を促す役割も担っています。「情報提供方法」の選択肢に「学習相談」を加えた目的は、審査状況アに記載のとおり、公民館の機能として「学習情報の提供」や「学習相談」が求められる中で、講座等の情報を提供する機会として学習相談を実施することや、学習相談の中で関連する講座等の情報提供を行うことも考えられることから、その実施状況を把握するためでした。

(b)

単純な講座に関する問合せ対応ではなく、「〇〇に関わる活動を行うサークルを立ち上げたい、自分たちで講習会を開きたい」といった地域住民の学習や活動に関する相談に対応する機会に関連する講座の紹介等を行うことや、情報提供を主たる目的とした相談会等の実施等が考えられます。

(c)

公民館における「学習相談」は、講座等の情報提供ではなく、地域住民の学習や活動に関連する多様な相談や支援等に対応するものであるため、結果として当該項目では「情報提供を主たる目的とした学習相談」の実施の有無を回答することとなり、実施施設数が調査結果のような状況となっていると想定されます。(学習相談自体の実施施設数とは異なる)

(d)

公民館において「学習相談」は、地域住民の自発的な学習・活動促進を図るという公民館の本来的な機能を実現する業務の一つとして日常的に行なわれていますが、これを情報提供の「ツール」として実施している地域(施設)がどの程度あるのか把握する観点で当該選択肢を設けていたものです。現状、公民館においては継続して把握する必要性が薄れたため、今回、選択肢から削除を要望したものです。

(e)

博物館施設や女性教育施設の多くは、日常的に様々な相談が市民から寄せられますが、公民館と同様、継続して把握する必要性が薄れたことから、学習相談の選択肢を削除することといたします。